

平成二十一年法律第二十六号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地

情報の伝達に関する法律

(目的)

この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び产地の情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関する、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の产地情報の提供を促し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品(米穀並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五回)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除き、料理を含む。以下同じ。)であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律において「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してその产地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるものをいう。

4 この法律において「产地」とは、その産地をいい、飲食料品である米穀の产地についてはその産地をいい、飲食料品である米穀等が米穀である場合については当該飲食料品の原材料である米穀の产地であつてその原料である米穀の产地が明らかでないものその他の主務省令で定める指定米穀等については、主務省令で定める事項)をいう。

(取引等の記録の作成)
第三条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称(指定米穀等については、その名称及び产地)、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項について記録を作成しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者については、「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

(米穀事業者間における产地情報の伝達)
第四条 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該指定米穀等の产地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならない。

第五条 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。
(搬出、搬入等の記録の作成)

第六条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、第三条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その年月日が明らかでないときは、時期)、搬出及び搬入をした場所(他の米穀事業者との間で搬出をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所)その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合はその他の主務省令で定める期間保存しなければならない。

(記録の保存)
第七条 米穀事業者は、第三条第一項及び前条の規定による記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(米穀事業者の努力)
第八条 米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録のほか、米穀等に關し、保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行つた場合における当該検査の結果その他の食品安全性を欠くものとの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑

適用については、同項中「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者については、「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡しの委託」と、米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者については、「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

(一般消費者に対する产地情報の伝達)
第九条 米穀事業者(他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。)は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第六項に規定する食品表示基準、日本農林規格等に関する法律(昭和二十一年法律第七十五号)第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従つて当該指定米穀等の产地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の产地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

前項の規定により定められた酒類の表示の基準に従つて当該指定米穀等の产地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の产地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第十一条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

1 第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(第四条、第八条又は第九条の規定を施行するために行うものに限る。)に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

2 前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(前号に掲げるものを除く。)に関する事項 農林水産大臣

3 第九条第一項及び前条第一項の規定による主務大臣の権限は、前項本文(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、内閣総理大臣又は農林水産大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

4 前項各号に掲げる大臣は、前項の規定により单独で第九条第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その勧告の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

三 单独で第九条第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その勧告の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

4 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果についてそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5 次の各号に掲げる大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、それ

業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し、これを保存するよう努めなければならない。報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他の米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に關係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

